

中小企業者等に対する軽減税率の延長

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年延長するが、極めて所得が高い中小企業等について一定の見直しを行うこととする。

2. 内容

中小企業者等の所得の金額のうち、年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%(本則課税:19%)の適用時期が、改正前の「2025年(令和7年)3月31日までに開始する事業年度」から2年間延長され、「2027年(令和9年)3月31日までに開始する事業年度」となる。

ただし、次の見直しを行う。

- ① 所得の金額が年10億円を超える事業年度については、税率を17%に引き上げる。
- ② グループ通算制度の適用を受けている法人を適用除外とする。

3.適用時期

2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度より適用される。

4. 実務のポイント

本改正の影響を受ける法人については、2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度より適用される防衛特別法人税(仮称)にも影響がある。

1. 改正の内容

【1】普通法人

(1) 通算法人以外

対象所得金額	区分		対象事業年度の 所得金額	改正前			改正後		
				開始事業年度			開始事業年度		
				令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
年800万円以下	中小法人(※1)	下記以外	年10億円以下	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	
			年10億円超				17% (軽減税率)		
	適用除外事業者(※2)			19% (本則税率)	19% (本則税率)				
中小法人以外				23.20%	23.20%				
年800万円超				23.20%	23.20%				

(※1) 中小法人とは、資本金又は出資金が1億円以下の普通法人のうち、次に掲げる法人以外をいう(グループ通算制度の適用を受けている法人を除く)。

- ① 大法人(資本金又は出資金が5億円以上の法人、相互会社(外国相互会社を含む。)、受託法人)との間にその大法人による完全支配関係がある法人
- ② 100%グループ内の複数の大法人に株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人(①に該当する法人を除く。)
- ③ 相互会社、投資法人、特定目的会社、受託法人

(※2) 適用除外事業者とは、前3年間の平均所得金額が15億円を超える法人等をいう。

(2) 通算法人

対象所得金額	区分		対象事業年度の 所得金額	改正前			改正後		
				開始事業年度			開始事業年度		
				令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
800万円以下	中小通算法人(※3)			15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)		
	大通算法人(※4)			23.20%		23.20%			
年800万円超				23.20%		23.20%			

(※3) 中小通算法人とは、グループ通算制度における大通算法人に該当しない法人等をいう。

(※4) 大通算法人とは、グループ通算制度を適用している通算法人のいずれかの法人の資本金の額が1億円を超える場合のその全ての通算法人等をいう。

1. 改正の内容

【2】公益法人等

対象所得金額	区分	対象事業年度の 所得金額	改正前			改正後		
			開始事業年度			開始事業年度		
			令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
年800万円以下		年10億円以下	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	
		年10億円超				17% (軽減税率)		
年800万円超	公益社団法人・公益財団法人、非営利型の一般社団法人・ 非営利型の一般財団法人、その他公益法人とみなされる法人(※5)		23.20%			23.20%		
	学校法人、宗教法人等の上記以外の公益法人		19%			19%		

(※5)非営利型ではない一般社団法人、一般財団法人は普通法人に該当する。

【3】その他の法人

法人の種類	対象所得金額	区分	対象事業年度の 所得金額	改正前			改正後		
				開始事業年度			開始事業年度		
				令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
人格のない社団等	年800万円以下		年10億円以下	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	
			年10億円超				17% (軽減税率)		
協同組合等(※6)	年800万円以下		年10億円以下	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	
			年10億円超				17% (軽減税率)		
特定の医療法人	年800万円以下	下記以外の法人	年10億円以下	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	
		適用除外事業者(※2)	年10億円超				17% (軽減税率)		
	年800万円超			19% (本則税率)		19% (本則税率)		19% (本則税率)	
	年800万円超			19%		19%		19%	

(※6)特定の協同組合等の年10億円を超える部分の所得に対する税率は、22%が適用される。

2. 改正の影響

(1) 法人実効税率への影響

軽減税率の適用期限の延長により、法人実効税率への影響は、普通法人を例にすると以下の通りとなる。

① 通算法人以外の中小法人(所得の金額が年10億円以下の場合)

税率15%が引き続き適用される。

対象所得金額	改正前			改正後		
	開始事業年度			開始事業年度		
	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
年400万円以下の金額	21.37% (21.85%)	25.84% (26.46%)		21.37% (21.85%)	25.84% (26.46%)	
年400万円超 年800万円以下の金額	23.17% (23.65%)	27.55% (28.15%)		23.17% (23.65%)	27.55% (28.15%)	
年800万円超の金額		33.58% (34.30%)			33.58% (34.30%)	

上記実効税率は以下の前提で計算している

- ・事業税は軽減税率適用法人、かつ、標準税率とする。
- ・住民税は標準税率とし、均等割額は計算に含めていない[()は制限税率適用時]。

2. 改正の影響

② 通算法人以外の中小法人(所得の金額が年10億円超の場合)

税率が17%に引き上げられる影響で、税負担が年18万円程度増加がする。

対象所得金額	改正前			改正後		
	開始事業年度			開始事業年度		
	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
年400万円以下の金額	21.37% (21.85%)	25.84% (26.46%)		21.37% (21.85%)	23.60% (24.16%)	25.84% (26.46%)
年400万円超 年800万円以下の金額	23.17% (23.65%)	27.55% (28.15%)		23.17% (23.65%)	25.36% (25.90%)	27.55% (28.15%)
年800万円超の金額	33.58% (34.30%)			33.58% (34.30%)		

左記実効税率は以下の前提で計算している
 ・事業税は軽減税率適用法人、かつ、標準税率とする。
 ・住民税は標準税率とし、均等割額は計算に含めていない〔()は制限税率適用時〕。

③ 中小通算法人

税率が本則19%になる(軽減税率の特例から除かれる)影響で、グループ全体で税負担が年36万円程度増加する。

対象所得金額	改正前			改正後		
	開始事業年度			開始事業年度		
	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後	令和6.4.1～ 令和7.3.31	令和7.4.1～ 令和9.3.31	令和9.4.1～ 以後
年400万円以下の金額	21.37% (21.85%)	25.84% (26.46%)		21.37% (21.85%)	25.84% (26.46%)	
年400万円超 年800万円以下の金額	23.17% (23.65%)	27.55% (28.15%)		23.17% (23.65%)	27.55% (28.15%)	
年800万円超の金額	33.58% (34.30%)			33.58% (34.30%)		

左記実効税率は以下の前提で計算している
 ・事業税は軽減税率適用法人、かつ、標準税率とする。
 ・住民税は標準税率とし、均等割額は計算に含めていない〔()は制限税率適用時〕。

3. 参考 軽減税率適用の判定フローチャート(普通法人の場合)

